

令和6年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務仕様書

1 目的

あおもり米（青天の霹靂、「はれわたり」）の全国における認知度向上と消費拡大を図るため、店頭やウェブサイト・SNS等で情報発信するプロモーション活動を展開し、青森県民に愛され、全国の消費者に選んでもらえるあおもり米を目指すものである。

【プロモーションにおける各品種の位置付け（イメージ）】

名称	位置付け（イメージ）
青天の霹靂	・あおもり米全体の知名度・イメージ向上をけん引する、あおもり米のエース ・品質徹底管理と希少性を強みとした高級ブランド米
はれわたり	・これまでの県産米にはない食味の特徴（柔らかさ・強い粘り）を持つ新たなあおもり米 ・本県が美味しい米の産地であることを強くPRできる「青天の霹靂」に次ぐ良食味米

2 委託業務名

令和6年度「あおもり米」消費宣伝プロモーション業務

3 業務概要

(1) 共通項目

- ・本業務の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。
- ・受託者は、委託者と綿密に連絡調整を行いながら業務を実施するとともに、業務に支障が出ないよう必要な人数を配置すること。
- ・独自に提案した企画については、委託者と相談の上、誠実に実施すること。

(2) 「あおもり米」プロモーション動画の制作

- ・あおもり米をPRするためのプロモーション動画を制作すること。
- ・プロモーション動画は、「青天の霹靂」及び「はれわたり」それぞれをメインとした動画（2種類）を制作することとし、各品種の位置付け（イメージ）を反映すること。なお、「青天の霹靂」は市場デビューから10周年を迎えるため、次の10年に向けた希望を感じさせる内容とすること。
- ・プロモーション動画は、店頭のほか多様なメディアで使用することを想定し、映像解析度 FullHD（1920×1080）程度、時間は15秒～30秒で制作すること。
- ・制作したプロモーション動画は、デジタルデータ（mov、mp4等）とし、電子記録媒体（DVD、USBメモリ等）で令和6年9月13日（金）までに1部納品すること。なお、走査線の表示方式については別途協議すること。また、走査線の表示方式以外の映像規格についても、変更を指示することがある。

(3) ウェブサイト・SNSを活用した情報発信及び販促キャンペーンの運営

- ・ 青森県が開設している「はれわたり」ウェブサイトやFacebook、Instagramを活用したプロモーション活動を実施すること。
- ・ 本業務の主要なターゲットは20～40歳代とし、ターゲット層が興味・関心を持つ投稿記事を作成するほか、購買につながる販促キャンペーン等を企画・運営すること。
- ・ SNSへの投稿記事は、受託者が委託者と企画会議等を行い、受託者が作成すること。また、イベントやプロモーション告知だけでなく、投稿数の多いハッシュタグを調査するなど、多くの閲覧が見込めるような内容にすること。
- ・ 投稿は、令和6年9月から令和7年2月までに、月3回程度とし、ターゲット層のより多くの方が閲覧しやすい曜日や時間帯に行うこと。なお、投稿する時は、委託者の承認を得ること。
- ・ 随時、フォロワー数やエンゲージメント数を増やすための工夫をすること。
- ・ 受託者は、投稿記事の月次報告を行うこととし、投稿内容に関する報告のほか、フォロワーの属性やインプレッション数、リーチ数、エンゲージメント数等を分析し、投稿による効果を検証すること。
- ・ 販促キャンペーンは、受託者が委託者と企画会議等を行い、受託者が企画すること。なお、青森県内の米関係団体等と連携した企画内容とすること。
- ・ 販促キャンペーンに使用するノベルティグッズ等は、受託者が委託者と協議のうえ製作すること。

(4) あおもり米をPRする販促資材の制作

- ・ 「青天の霹靂」及び「はれわたり」それぞれをメインビジュアルとしたポスター（各1種類）をデザインし、B2サイズで印刷・裁断、納品すること。なお、部数は「青天の霹靂」、「はれわたり」ともに1,000部とし、令和6年9月25日（水）までに納品すること。
- ・ デザインはデジタルデータ（ai形式等）で制作・保存し、電子記録媒体（DVD、USBメモリ等）に格納して1部納品すること。この時、汎用的に閲覧できるカンパデータ（PDF形式等）を添えること。
- ・ 上記のほか、当該デザインを実際に製作する場合の仕様詳細に関する情報を記載した資料を1部添付すること。

(5) 活動計画及び業務報告書の作成

委託者と受託者が協議の上、次のように活動計画書及び業務報告書（提出部数：正副2部）を作成し、併せて電子記録媒体（DVD等）を提出すること。

① 年度当初（契約直後）

委託者と協議の上、年間活動計画書を作成・提出する。

② 中間期

11月末までの実績について、令和6年12月18日（水）までに提出する。

③ 年度末

最終的な実績報告を、令和7年3月21日（金）までに提出する。

4 委託業務の条件

(1) 経費

本業務に係る全ての経費は、契約金額に含むものとする。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から委託者に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）、知事が取り扱う個人情報の保護等に関する事務取扱要綱（令和6年3月29日改正）を遵守しなければならない。

(6) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害賠償を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(9) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の加工を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

6 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。